

(別紙)

令和8（2026）年度保育士・保育の現場の魅力発信事業業務委託公募型プロポーザル審査基準

1 審査は、令和8（2026）年度保育士・保育の現場の魅力発信事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）の委員が行うものとする。

2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者（以下、「参加者」という。）から提出された企画提案書の内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

| 審査項目 | | 評価内容 | 配点 |
|------|----------|---|-----|
| 1 | 業務内容の理解度 | 業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。 | 10 |
| 2 | 組織体制 | 業務が円滑に進められる組織体制やスケジュールとなっているか。 | 15 |
| 3 | 企画提案の優位性 | 企画案に独自性があり、かつ実効性の高い提案があるか。 | 20 |
| | | 【高校生保育体験】 スケジュール案は実現可能性があり、対象となる高校生の参加が見込める周知方法が、具体的に提示されているか。 | 20 |
| | | 【保育フォーラム】 フォーラム実施内容は、来場者が興味をもつ内容となっているか。 | 20 |
| 4 | 計画性及び実現性 | 過去の実績等から、十分な実施が期待できるか。 | 10 |
| | | 見積額は上限の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか。 | 5 |
| 合 計 | | | 100 |

3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
- (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- (3) 上記(2)において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
- (4) 各委員による評価点の平均点が60点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。